

平成23年度土曜日授業の実施について

本区における土曜日授業については、平成22年度は年間5回～10回の範囲で、各学校ごとに、試行として実施したところであるが、これと並行して、葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会を設置し、平成23年度以降の本格的な実施に向けた検討を行ってきたところである。このたび、この検討委員会の検討結果がまとめられたことから、この報告書をもとに、次のとおり、葛飾区における土曜日授業の実施方針を定めるものとする。

1 実施目的

新学習指導要領の実施にあたり、葛飾区教育振興ビジョン（第2次）に掲げる授業時数の確保を行い、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを着実に推進するとともに、家庭や地域との連携を深め、もって葛飾区の教育の一層の充実を図る。また、これにより実施する土曜日は「葛飾教育の日」と位置付ける。

2 実施方針

- ・原則として月1回の実施とし、実施日は毎年、要綱により決定する。
(実施日の決定にあたっては、毎月第2土曜日を原則とするが、年度当初や3連休に含まれる土曜日は第3週とする。また、8月期の実施については当面、見送るものとする。)
- ・この実施日は、原則として区で統一的に定めるものとする。また、前年の8月頃までには実施日を決定し、学校、保護者、地域等への事前周知を徹底する。
- ・半日を単位とし、教育課程に位置付ける。
- ・児童・生徒の休業日は振替えず、授業は原則として地域に公開する。

3 実施内容（実施例）

- ・確かな学力の定着を図る通常授業
- ・総合的な学習、道徳授業地区公開講座、セーフティ教室
- ・保護者、地域住民等をゲストティーチャーとして招いての授業
- ・講師を招いての講演会、学習発表会
- ・持久走大会、学芸会、音楽会、児童・生徒会総会など

4 平成23年度の実施要綱(案)

平成23年度の「葛飾教育の日」については、別紙(案)により行うものとする。

平成23年度「葛飾教育の日」実施要綱(案)

平成22年 月 日
22葛教指第 号
教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 新学習指導要領の実施にあたり、教育振興ビジョン(第2次)に掲げる授業時数の確保を行い、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携をより一層深め、もって葛飾区の教育の充実を図るため「葛飾教育の日」を定める。

(葛飾教育の日)

第2条 「葛飾教育の日」は、原則として月に1回の土曜日を定め、統一的に実施するものとし、平成23年度は別表に掲げる日とする。

(実施内容)

第3条 「葛飾教育の日」に行う土曜日授業(以下「土曜日授業」という。)は、地域への公開を原則とする。

2 土曜日授業は、通常授業のほか、講演会、学習会、発表会などを行い、家庭、地域との連携を深めるように各学校が創意工夫する。

3 土曜日授業は、半日の単位を基本として教育課程に位置付ける。その際、児童及び生徒の休業日の振替を行わないものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、「葛飾教育の日」の実施に関して、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

1学期	4月16日	5月14日	6月11日	7月 9日
2学期	9月10日	10月15日	11月12日	12月10日
3学期	1月14日	2月18日	3月10日	